

《佐賀中部広域連合》

令和6年度介護報酬改定に伴う介護予防通所介護相当サービス費の単位数表(令和6年4月1日～同5月31日)

※水色欄は新規、赤字は変更等、灰色欄は廃止もしくは期間中の算定なし。

R6. 3. 28現在(R6. 4. 1施行予定)

3 介護予防通所介護相当サービス費		<現行>	<改定後>
《基本報酬》			
イ 1月あたり	(1) 事業対象者・要支援1 1月につき・1月の中で全部で4回を超えるサービスを行った場合	1,672単位	1,798単位
	(2) 要支援2 1月につき・1月の中で全部で8回を超えるサービスを行った場合	3,428単位	3,621単位
ロ 1回あたり	(1) 事業対象者・要支援1 1回につき・1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合	384単位	436単位
	(2) 要支援2 1回につき・1月の中で全部で8回までのサービスを行った場合	395単位	447単位
《減算》			
注 高齢者虐待防止措置未実施減算	×99/100	—	-1/100
注 業務継続計画未策定減算	×99/100	—	-1/100
注 利用者の数が利用定員を超える場合	×70/100	-30/100	-30/100
注 看護・介護職員の数に満たない場合	×70/100	-30/100	-30/100
注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合			
	イ(1) 1月あたり	-376単位	-376単位
	イ(2) 1月あたり	-752単位	-752単位
	ロ 1月あたりの回数を定める場合 1回あたり	—	-94単位
注 事業所が送迎を行わない場合(片道につき)	イ(1)の場合は376単位、イ(2)の場合は752単位が限度。但し、同一建物減算と重複して適用しない。	—	-47単位
《加算》			
注 中山間地域に居住する者へのサービス提供加算	+5/100	+5/100	+5/100
ハ 生活機能向上グループ活動加算(1月につき)		+100単位	+100単位
削徐 運動器機能向上加算	* 基本報酬に包括化	+225単位	—
ニ 若年性認知症利用者受入加算(1月につき)		+240単位	+240単位
ホ 栄養アセスメント加算(1月につき)	* へ・チのサービスを受けている間とサービス終了日の属する月は算定しない。	+50単位	+50単位
へ 栄養改善加算(1月につき)		+200単位	+200単位
ト 口腔機能向上加算(1月につき)			
イ 口腔機能向上加算Ⅰ		+150単位	+150単位
ロ 口腔機能向上加算Ⅱ		+160単位	+160単位
チ 一体的サービス提供加算(旧:選択的サービス複数実施加算Ⅰ)(1月につき)			
栄養改善及び口腔機能向上	* へ又はトを算定している場合は算定しない。	+480単位	+480単位
削除 運動器機能向上及び栄養改善	* 運動器機能向上加算が基本報酬に包括化のため廃止	+480単位	—
削除 運動器機能向上及び口腔機能向上	* 運動器機能向上加算が基本報酬に包括化のため廃止	+480単位	—
削除 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)			
運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	* 運動器機能向上加算が基本報酬に包括化のため廃止	+700単位	—
削徐 事業所評価加算		+120単位	—
リ サービス提供体制強化加算(1月につき)			
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	① 事業対象者・要支援1 (1月につき)	+88単位	+88単位
	② 要支援2 (1月につき)	+176単位	+176単位
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	① 事業対象者・要支援1 (1月につき)	+48単位	+72単位
	② 要支援2 (1月につき)	+96単位	+144単位
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	① 事業対象者・要支援1 (1月につき)	+24単位	+24単位
	② 要支援2 (1月につき)	+48単位	+48単位
ヌ 生活機能向上連携加算			
(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(3月に一回を限度)	+100単位	+100単位
(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき)	+200単位	+200単位
削除	※運動器機能向上加算を算定している場合は、イは算定せず、ロは1月100単位		
ル 栄養スクリーニング加算			
(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき、6月に1回を限度)		+20単位	+20単位
(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき、6月に1回を限度)		+5単位	+5単位
ロ 科学的介護推進体制加算(1月につき)		+40単位	+40単位
ワ 介護職員処遇改善加算(1月につき) ※1			
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位(イ～ヲ)×59/1000	+59/1000	+59/1000
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位(イ～ヲ)×43/1000	+43/1000	+43/1000
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+所定単位(イ～ヲ)×23/1000	+23/1000	+23/1000
削除 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)の90/100	+90/100	—
削除 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)の80/100	+80/100	—
カ 介護職員等特定処遇改善加算(1月につき) ※1			
(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位(イ～ヲ)×12/1000	+12/1000	+12/1000
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位(イ～ヲ)×10/1000	+10/1000	+10/1000
キ 介護職員等ベースアップ等支援加算(1月につき) ※1	+所定単位(イ～ヲ)×11/1000	+11/1000	+11/1000

※1 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算(ワ～ヨ)については、令和6年5月31日まで算定可能。(令和6年6月1日から、ワ～ヨを統合し以下のとおり改定予定。)

ワ 介護職員処遇改善加算(1月につき)			
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	+所定単位(イ～ヲ)×92/1000	—	+92/1000
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	+所定単位(イ～ヲ)×90/1000	—	+90/1000
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	+所定単位(イ～ヲ)×80/1000	—	+80/1000
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	+所定単位(イ～ヲ)×64/1000	—	+64/1000
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	+所定単位(イ～ヲ)×(1)～(14) ※2	—	+81/1000 ～33/1000

※2 (1) 81/1000、(2) 76/1000、(3) 79/1000、(4) 74/1000、(5) 65/1000、(6) 63/1000、(7) 56/1000、(8) 69/1000、(9) 54/1000、(10) 45/1000、(11) 53/1000、(12) 43/1000、(13) 44/1000、(14) 33/1000